

「わかやま長寿プラン 2021」策定支援等業務委託 にかかるとの企画提案プロポーザル実施要領

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

「わかやま長寿プラン 2021」策定支援等業務

(2) 業務の目的

和歌山県では、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「わかやま長寿プラン 2021」（第9次和歌山県老人福祉計画・第8次和歌山県介護保険事業支援計画。以下「プラン」という。）を策定する。

策定にあたっては、地域包括ケアシステム推進のための地域資源情報等の調査分析を行うとともに、地域包括ケアシステムをどのように推進していくかを圏域毎に提示し、地域の保健・医療・福祉の専門家や従事者、学識経験者等の意見を反映させ、実現性の高いものとする必要がある。

これらの業務を行うにあたって、委託事業者が有する行政計画策定等に関する豊富な実績や優れた分析能力等を活用することで、より円滑かつ効果的な計画策定を行うことを目的とする。

(3) 業務内容

「わかやま長寿プラン 2021」策定支援等業務委託仕様書のとおり

(4) 契約期間

契約の日から令和3年3月31日まで

(5) 見積もり限度額

8,833千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類『11 測定・検査・調査研究等』の小分類『11 調査研究・統計作業（社会経済分野）』」であること。

(3) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 スケジュール

項 目	日 程
実施要領等に関する質問受付	令和2年6月5日(金)午後5時まで
プロポーザル参加申込	令和2年6月12日(金)午後5時まで
提案書類提出受付	令和2年6月19日(金)午前12時まで
選定委員会	令和2年6月下旬から7月上旬(予定)
選定結果の通知	決定次第

4 当プロポーザル実施要領等に関する質問受付

(1) 質問受付期間

令和2年6月5日(金)午後5時まで

(2) 質問の方法

質問事項は、**様式1**により書面とし、FAXもしくはメールにて送付すること。

(3) 回答の方法

回答は、和歌山県長寿社会課のホームページに掲載する。

なお、提案書類の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保、及び公正な選考を妨げる恐れがあるので受け付けない。

5 参加申込

(1) 参加申込

プロポーザル参加申込書(**様式2**)及び和歌山県入札参加資格決定通知書の写しをFAXもしくはメールにて県長寿社会課まで送付すること。

(2) 申込締切日時 令和2年6月12日(金)午後5時まで

6 企画提案書等の提出について

(1) 提案書類

番号	名称	内容・規格等	部数
1	提案申請書	様式3	1
2	企画提案書	日本産業規格 A4 版、長辺綴じ 別紙1 の内容を記載すること。	7
3	見積書	業務の実施に必要な経費を計上すること。 消費税及び地方消費税額を明記。	1
4	業務実績報告書	様式4 過去3年間の類似の業務実績	7
5	提案者の組織概要	会社案内等	7
6	誓約書	様式5	7

(2) 企画提案提出期限

令和2年6月19日(金)午前12時必着

(3) 提出先

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1-1

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局 長寿社会課介護保険班

(4) 提出方法

持参又は郵送等により送付すること。

(5) 提出書類様式等について

県長寿社会課ホームページからダウンロード

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040300/plan/plan2021itaku.html>

(6) 新型コロナウイルス感染拡大防止に係る特例

ア 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、企業において全社員の在宅勤務等を実施しており、当該委託業務の関連書類へ代表者印を押印し、又は関連書類を複写し、郵送することが困難な場合に限り、次のとおり取り扱う。

(ア) 参加申込

5(1)の和歌山県入札参加資格決定通知書の写しの提出は一旦不要とする。

(イ) 企画提案申請

(1)に定める書類については、一旦、電子メールによる提出を認める。

イ 電子メールにより書類を提出した参加者は、アの状況が解消された場合には、速やかに、押印された書類等を提出すること。

ウ 選定委員会で選定された委託候補者が、8の規定による契約前協議までに、押印された書類を提出しなかった場合は、8に規定する「協議が整わなかった場合」と同様の取扱いとする。

7 委託候補者の選定について

(1) 選定方法について

提出された企画提案書とプレゼンテーションにより審査を行うプロポーザル方式とし、評価を得点化して最も点数の高い提案を提出した業者を委託先候補者とする。最も点数の高い得点が複数の場合には、選定委員会委員の協議により委託候補者を選定する。

なお、提案者が1者の場合においてもプレゼンテーションを実施し、選定委員会における評価を行った上で、選定の可否を協議する。

(2) プレゼンテーション

プロポーザル参加者全員を対象に企画書のプレゼンテーションを実施する。

プレゼンテーション20分、質疑応答5分とし、日時、場所については参加者に別途連絡する。(プレゼンテーション及び質疑応答時間は、参加者数により変更する場合がある。)

なお、プレゼンテーションは、「V-CUBE ミーティング5」によるWeb会議での参加も可能とする予定である。ただし、Web会議参加に必要な機材(インターネット利用可能なパソコン、カメラ、マイク)は参加者において準備する必要がある。

(3) 審査基準

企画提案及びプレゼンテーションについて、次の項目を県が設定する評価基準に基づいて点数評価する。

- 業務内容の理解度
- 業務遂行の確実性
- 情報収集及び調査分析力の優位性
- 提案内容の優位性

- ・費用の経済性
- (4) 失格による除外について
参加者に次の行為があった場合は失格とし、選定対象から除外する。
- ・提出期限に間に合わなかった場合
 - ・提出書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ・実施要領に違反すると認められる場合
 - ・その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(5) 選定結果通知

選定結果については、各参加者に書面により通知するとともに、県ホームページに委託候補者の名称を公表する。

8 委託契約について

選定委員会で選定された委託候補者と条件等を協議の上、仕様書の内容を確定し契約を締結する。協議が整わなかった場合、もしくは委託候補者が契約を辞退した場合には、評価得点が次点の者と協議することとする。

9 その他留意事項

- (1) 当業務委託により生じた成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は和歌山県に帰属するものとする。
- (2) 原則として再委託は認めない。ただし、業務の一部を委託する場合について、和歌山県の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (3) 契約書を作成するものとする。
- (4) プロポーザル参加に係る費用は、各参加者の負担とする。
- (5) 提出のあった企画提案書等は、返却しない。

10 担当及び問い合わせ先

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1-1

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局 長寿社会課 介護保険班（担当者：山野）

TEL：073-441-2440 FAX：073-441-2523

E-mail：yamano_m0001@pref.wakayama.lg.jp